

平成29年9月12日

1 審査付託事件

- 認定第1号 平成28年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定
認定第2号 平成28年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号 平成28年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第4号 平成28年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第5号 平成28年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第6号 平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第7号 平成28年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第8号 平成28年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第9号 平成28年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

2 出席委員(10名)

細井 文次 和田 鶴三 秋間 紘一 河口 和吉 清水 秀雄 飯島 勝
出村 寛 大西 米明 加藤 宏一 中村 貢

3 欠席委員(0名)

4 説明のため出席した者

町長 小林 康雄 教育長 堀江 博文
代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 総務企画課長 瀬口 豊子
会計管理者 三島 重浩 地方創生担当課長 石垣 好典
町民課長 辻 亨 産業振興課長 亀野 倫生
ほか、関係職員

6 教育委員会教育長の委任を受けて出席した者

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 寺田 和也 総務係長 宇佐見 和重

9 会議録

<p>清水臨時 委 員 長</p>	<p>臨時委員長の職務を行います。 直ちに本日の会議を開きます。 これより委員長選挙を行います。 お諮りします。委員長選挙は、臨時委員長による指名推選にしたい と思います。異議ありませんか。 (異 議 な し)</p>
<p>清水臨時 委 員 長</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、委員長選挙は臨時委員長が指名することに決定しまし た。 委員長に1番、細井文次委員を指名します。 お諮りします。ただいま臨時委員長が指名しました1番、細井文次 委員を決算審査特別委員会委員長の当選人と定めることに異議ありま せんか。 (異 議 な し)</p>
<p>清水臨時 委 員 長</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました1番、細井文次委員が決算審査 特別委員会委員長に当選されました。 以上をもって委員長と交代します。 暫時休憩します。</p>
<p>午後2時50分 休憩 午後2時51分 再開</p>	
<p>細 井 委 員 長</p>	<p>休憩前に引き続き委員会を開きます。 これより副委員長選挙を行います。 お諮りします。副委員長選挙は、委員長による指名推選にしたいと 思います。異議ありませんか。 (異 議 な し)</p>
<p>細 井 委 員 長</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、副委員長選挙は委員長が指名することに決定しました。 副委員長に11番、加藤宏一委員を指名します。 お諮りします。ただいま委員長が指名しました11番、加藤宏一委員 を決算審査特別委員会副委員長の当選人と定めることに異議ございま せんか。 (異 議 な し)</p>
<p>細 井 委 員 長</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました11番、加藤宏一委員が決算審査</p>

		<p>特別委員会副委員長に当選されました。</p> <p>それでは、ただいまから決算審査を行います。</p> <p>審査の方法は、理事者からの総括説明の後、各款ごとに説明を受け、質疑の後、各会計ごとに討論、採決を行いたいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、審査の方法は、各款ごとに説明を受け、質疑の後、各会計ごとに討論、採決することに決定しました。</p> <p>平成28年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。</p> <p>理事者の総括説明を求めます。副町長。</p>
説明	<p>細井委員長</p> <p>柴田副町長</p>	<p>それでは、平成28年度の決算の総括について説明をいたします。</p> <p>行政報告書の3ページをごらんください。ここでは平成28年度の各会計の決算の総括表となっております。一般会計ほか7特別会計及び病院事業会計の9会計であります。</p> <p>一般会計の決算額は、歳入で83億8,221万円、歳出で81億1,702万円となっております。前年度に比べ、歳入で8億4,963万円ほどの増となっておりますが、これは報告書の中に記載をしておりますとおり、普通交付税や道支出金などが減少する中、町税や台風災害復旧支援の特別交付税、農業共済事業の組織再編に伴う共済事業会計からの繰入金の増や新道の駅の整備事業に係る町債の増が主な要因であります。歳出におきましても対前年度比で8億990万円ほどの増となりました。人件費や普通建設事業が前年度より減となりましたが、新道の駅の開設に係る備品購入費や消防車両の購入などの物件費や農業共済事業の再編に伴う基金を十勝NOSA Iへ引き継ぐための補助費や台風被害を受けた公共施設等の災害復旧費の増が主な要因であります。</p> <p>その他の会計につきましては、医療費等の給付に係る会計のうち国保会計は、前年度に比べ歳出で7,554万円の増となっており、保険給付費では前年度に比べ5,077万円ほどの増加であります。後期高齢者医療支援金では558万円ほどの減となっているところであります。歳入では、医療費、後期高齢者支援金分、介護納付金分合わせた国保税で前年度より2,464万円ほど伸びたとともに、全体でも4,019万円ほどの増となったところであります。このほか医療給付を主とする後期高齢者医療、介護保険事業会計につきましては、大きな変動はありませんでした。</p> <p>介護サービス事業会計では、歳入では入所数の微増、歳出では修繕費や電気料などの増加などありましたが、前年度と大きな変動はありませんでした。</p> <p>簡易水道会計では、道営事業の増による負担金の増や台風被害による災害復旧事業の増により、歳入では水道事業債の増も含め1億4,82</p>

3万円、歳出では1億5,119万円ほど前年度に比べ増となったところがあります。

公共下水道会計では、台風の大雨による影響があったものの、決算額では前年度より若干下回るが、ほぼ前年度並みとなったところがあります。

農業共済事業会計では、台風の大雨により収量や品質に大きな影響が及ばされ、農作物勘定で7億1,544万円、畑作物勘定では8億3,989万円の共済金を支払ったところがあります。家畜勘定でも、病傷、死廃合わせて頭数では減少したものの、金額では3,957万円ほどの増となったところがあります。共済事業会計につきましては、3月31日をもって十勝NOSA Iと再編となったことから、畑作物、家畜勘定が28年度をもって閉鎖となり、これらの基金について一般会計を通じて十勝NOSA Iへ引き継がれるため、この基金の額がそれぞれの勘定の決算額に影響を及ぼしているものであります。なお、平成29年産の麦につきましては士幌町の責任となるため、農作物及び業務勘定は本年度いっぱい残ることとなります。

病院事業会計につきましては、入院、外来の患者数が減少し、収益的収支に対し一般会計からの繰出金を前年度より5,400万円多い3億6,000万円としたところがありますが、減価償却費との関係で赤字の決算となりました。

全会計では、歳入で149億4,546万4,000円、歳出では146億4,241万9,000円で、3億304万5,000円の黒字決算となりました。

4ページをお開きください。一般会計の決算の内容でございますが、歳入につきましては83億8,221万円でありまして、予算額に対して79.4%、歳出につきましては81億1,702万円でありまして、このうち翌年度への繰越額は19億8,208万円となっております。予算に対する執行率は76.9%であります。歳入では町税が前年度より7,937万円ほど増加しておりますが、農業所得の増加が主な要因であります。地方交付税につきましては6,006万9,000円の増額となりましたが、災害関係での特別交付税の伸びによるもので、普通交付税では8,376万円ほど減額となりました。繰入金の入済額が昨年度に比べ多くなった要因は、先ほど農業共済会計で説明しましたが、畑作、家畜勘定の基金を一般会計で受け、十勝NOSA Iへ支出するため、この基金の額が約6億7,440万円ほどであることによるものであります。また、同じく繰入金や諸収入が予算に対して収入率が低いのは、基金からの繰り入れを行わなかったことや備荒資金組合からの還付を抑えたことによるものであります。

歳出では、支出済額で総務費で庁舎等の耐震改修工事が終了したことにより大幅に減額となり、農林業費と商工費が大きく伸びておりますが、農林業費では先ほど説明しました共済事業が十勝NOSA Iと

再編したことによる基金の引き継ぎによるものであり、商工費につきましては新道の駅整備によるものであります。また、災害復旧費についても大きく伸びているところであります。

次の5ページは、決算の状況であります。歳入から歳出を差し引いた形式収支は2億6,519万円であり、これから繰越明許費に係る一般財源を差し引いた実質収支は2億4,184万円であります。これに前年度の実質収支の額2億76万円を差し引いた残りが単年度収支で、4,107万6,000円であります。財政調整基金への積立金は1億113万円、基金を取り崩した額につきましては1億7,827万2,000円であり、基金の残高は53億6,532万6,000円となっております。地方債残高は、前年度より5億4,507万円ほどふえ、74億3,067万円であります。これは、新道の駅の整備に係る一般単独債を借り入れたことによるものであります。次年度以降へ支出を約束しております債務負担行為の額は6,186万円となっており、地方債残高と合わせた約74億9,253万円は将来に向かって支払っていかねばならない額であります。経常収支比率につきましては、一般財源のうち毎年経常的に支出される人件費や扶助費、公債費等に支出された割合を示すものでありますが、89.6%と前年度に比べ2.6ポイント悪化したところであります。今後さらに経常経費の削減に一層努力していく必要があります。実質公債費比率につきましては前年度に比べ0.2ポイント、財政力指数につきましては0.011ポイント改善されたところであります。

次に、6ページをお開きください。地方債借入先別、利率別の現在高について記載をしております。現在の低利率を反映し、1%未満のものが6割ほどを占めているところであります。地方債目的別残高では、28年度に発行しました地方債は前年度より約2億1,600万円ほど多い11億8,360万円であります。この中には北十勝消防事務組合が解散したことによる起債の債務の引き継ぎ分1億2,670万円を含んでおりますので、実質は約9,000万円の増となったところであります。なお、この分については収入が伴っておりませんので、4ページの歳入の状況の町債欄の収入済額とは一致をしております。近年事業規模が膨らんでおり、その財源を有利債に求めることが多くありますが、将来に負担を残すこととなるため、この残高を出来るだけ減らしていかなければならないというふうに思っているところであります。

次の7ページは、町税収入の内訳でございます。収納率につきましては、総体で97.8%と前年度より0.3ポイント改善したところであります。特に、町民税では現年度分が99%台となり、滞納分と合わせても98%台となったところであります。監査の指摘にもありましたように、滞納繰り越しとなるとなかなか収納率が上がらなくなるのが実態であります。今後も徴収強化月間を設定し、集中的に個別徴収を行うとともに、十勝市町村税滞納整理機構を活用し、徴収の強化を図って

いかなければなりません。

次に、8ページは一般会計歳入歳出予算規模であります。それぞれ過去3年度分を記載をしております。特に地方交付税の普通交付税は毎年減額となっており、平成25年度からは3億8,500万円も減っているところであります。今後の事業実施に向けた財源確保が難しい時代になってくることが予想されるところであります。

次に、9ページ、10ページは寄附金の調書であります。ふるさと寄附金であります。6,744件の8,144万円の寄附総額となったところであり、前年度より件数、金額でも落ち込んでいるところであります。感謝特典つき以外の寄附では55件、4,817万円ほどの寄附があり、合計で6,799件の1億2,961万円となりました。下段には寄附金の利用状況を載せてあります。特老や病院の備品、小学生の交流活動などのこれからの時代を担う人づくり事業などに充てさせていただいたところであります。

次に、11ページでは建設事業についての調書であります。まず、補助事業であります。前年度より1件多い8件で、金額では前年度より1億1,141万円少ない2億4,975万円となっております。主なものは、社会資本整備総合交付金を活用した町道整備事業や公営住宅建替等事業、中学校の吊り物落下防止対策事業などです。次の普通建設事業では、合計で34件、金額で前年度比で5,800万円ほど多い12億2,230万円ほどです。主な事業は、新道の駅、地域創造発信拠点施設新築事業、子ども交流センター外構整備事業、町道や農道の整備事業、多面的機能対策事業などです。

12ページの道営事業、受託事業では、前年度と同様に土地改良事業を中心に事業を行ってきたところであります。

13ページは、町財政の推移についてであります。平成26年度から28年度までの3年度分を載せてございます。歳入の町税では、前年度の農業所得の伸び等により金額で約8,000万円の伸びとなっております。繰入金は、十勝NOSA Iとの再編によるものであります。歳出では、補助費が大きく伸びておりますが、これも十勝NOSA Iとの再編分です。普通建設事業の単独事業の伸びは新道の駅に関するものであり、台風による被害により災害復旧費が大きく伸びているところであります。

14ページでは積立金の状況であります。一般会計につきましては、財政調整基金に決算による余剰金1億円の積み増しを行ったところであり、愛のまち建設基金ではふるさと寄附金約1億円の積み立てを行い、先ほども説明いたしました特老や病院の備品などの財源に充当したところであります。本年度の一般会計の基金の積み立て額は2億8,848万円で、取り崩しは1億7,827万2,000円で、年度末の残高は53億6,532万6,000円となったところであります。特別会計では、農業共済事

		<p>業会計の基金を十勝NOSA Iとの再編により取り崩したことにより、備荒資金も含めた全体の積立金残高は79億7,878万4,000円となりました。</p> <p>15ページは、常勤職員の配置状況であります。総体では5名の減であり、町長部局では一般で1名の増、特老で1名、保育所で3名の減、教育委員会では事務局及び学校で各1名ずつの減となったところであります。</p> <p>16ページは職員の配置状況でございますので、後ほど参照ください。以上を申し上げまして総括の説明とさせていただきます。</p> <p>詳細につきましてはそれぞれ担当課長より説明をいたしますので、審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。</p> <p>総括説明が終わりましたので、ここで説明職員が入れかわりますので、暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後3時09分 休憩 午後3時10分 再開</p>
<p>説明</p>	<p>細 井 委 員 長</p>	<p>休憩前に引き続き委員会を開きます。</p> <p>質疑は1人1問までとし、さらに質問があれば、他の委員の質疑が終わってから許すことにしたいと思います。</p> <p>また、関連で質問される場合は、第1の質問者の質疑が終わってからされるようお願いいたします。</p> <p>質疑の際は、マイクボタンを押し、行政報告書及び決算書のページ数を明示の上、簡潔明瞭にお願いします。</p> <p>なお、委員会審議中はクールビズで行います。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>最初に、議会費、総務費について説明願います。議会事務局長。</p>
	<p>寺田議会 事務局長</p>	<p>議会費につきまして議会事務局長、寺田より説明いたします。</p> <p>17ページをごらんください。1項、議会活動ですが、1の本会議は定例会、臨時会、各4回を開催し、審議件数は合計で133件となりました。2の常任委員会では、(1)、(2)の各常任委員会においてそれぞれ関係所管事務調査及び意見書の審査を記載のとおり行ったところです。3の特別委員会では、(1)、(2)の決算審査及び予算審査特別委員会をそれぞれ設置し、審議を行いました。(3)の広報特別委員会では、議会だよりを4回発行し、全戸に配布したところでございます。4の議会運営委員会は12回の開催、5の一般質問の状況は、4回の定例会中、延べ17名、18件の質問が行われました。6の道外行政視察研修ですが、10月と11月に2班に分け実施し、見識を深めました。1班は富山県、長野県、東京都へ、2班は鳥取県に赴き、それぞれ記載の町で先進地の実情調査を行いました。</p>

細 井
委員 長
瀬口 総務
企画課長

18ページの2項、議員の処遇につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

総務企画課長。

総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

19ページをごらんください。2の職員異動では、28年度末職員数が206人、前年度比5人の減となったところでございます。3の職員の異動内容につきましては、20ページにかけて記載してございますので、参照のほうをよろしくお願いいたします。

20ページ、2項、給与改定、1の人事院勧告に基づく改定は記載のとおりの内容で、2でそれを受け本町では28年4月1日遡及適用により、若年層に重点を置いた給与平均改定率0.2%及び勤勉手当では0.1月分の引き上げを行いました。21ページ、扶養手当については、平成29、30年度に段階的に見直す改正を実施をし、4のその他では特別職等、議会議員の期末手当におきましても職員の勤勉手当に準じて0.1月分の改定を行ったところでございます。

3項、人件費の支給明細につきましては、記載のとおりですので、参照願います。

22ページ、4項、職員研修については、23ページにかけ、延べ50名が記載の内容について受講し、ほか1名は町村会に派遣中となっております。

23ページ、5項、表彰等では、町表彰条例に基づき、社会功労賞として河江力氏が受賞され、新年交礼会にあわせて表彰式を挙行いたしました。

6項、公共料金等審議会では、保育料の改定について審議され、原案のとおり答申されたほか、上下水道使用料の検討を行ったところでございます。

24ページ、7項、情報公開・個人情報保護、1の情報公開請求申請は4件で、全て開示をしております。3の情報公開・個人情報保護審査会では戸籍入力支援サービスを受けるための電子計算機結合が審議され、原案のとおり答申されたところでございます。

8項、男女共同参画では、審議会において町行動計画の実績、計画ほかについて審議をいただきました。

9項、指定管理者制度では、25ページで新たに土幌町地域創造発信拠点施設の指定について選定を行い、土幌町商工会を指定管理者とすることで議会の議決もいただいたところでございます。

10項、行政改革では、第5期行政改革推進大綱、推進計画に基づき、大綱の重点事項について改革を進めており、その内容及び実績については広報紙及びホームページを通じて公表しているところです。

細 井
委 員 長
亀野産業
振興課長

11項、契約では、資格審査会3回、指名委員会8回を開催。26ページの競争入札参加資格審査結果は、記載のとおりとなっております。

12項、広報活動では、広報しほろ、役場だよりを定時発行し、町民の身近な話題掲載のほか、特集では新道の駅、第3期地域福祉計画の掲載や、新たに特養だよりをシリーズ化、地域おこし協力隊員の紹介、また各報道機関へのさまざまな情報提供も行ってきたところでございます。4の町づくり懇談会は、町民皆様の声をより多くの町政に反映するため、全10地区において春と秋の年2回の開催を実施いたしました。5のインターネットでは、キッズページのコーナーに「大地君と学ぼう!しほろもの知りクイズ!!」を新たに公開、町ホームページアクセス件数は9万3,821件と前年より約6,700件の増となったほか、フェイスブックにおきましてはタイムリーな情報発信を続けているところでございます。

27ページ、13項、財産管理費、2の自動車損害共済請求及び3の建物災害共済金請求は、記載の計6件につきまして82万8,375円の保険請求を行ったところでございます。4の財産の取得及び処分は記載のとおりで、その詳細は28から30ページにかけて一覧表を整理しておりますので、参照願います。

以上で説明を終わります。

産業振興課長。

産業振興課長、亀野より14項、町有林管理費について説明いたします。

31ページをお開き願います。1の町有林管理事業ですが、森林が有する多面的な機能を総合的かつ高度的に発揮するために、森林の公益的機能発揮及び木材の安定的生産に向けて計画的に事業を推進したところでございます。台風の影響により広範囲で風倒木が発生したことから、早期復旧のため風倒木処理業務を実施いたしました。また、本町を含む十勝管内17市町村、管内全12森林組合など49団体、個人で森林認証協議会を組織し、国内認証S G E Cの森林管理認証を取得し、町有林1,886haの認証を受けたところでございます。事業の状況につきましては表に記載のとおりで、地ごしらえ、植栽、下草刈り、間伐等を行ったところでございます。2の100年の森づくり事業ですが、平成28年度は第3回町民植樹祭を開催し、町民170人の参加のもと、イタヤカエデの植樹を行ったところでございます。3の町有林立木等売り払いにつきましては記載のとおりであります。風倒木処理の被害木売り払いは919万800円となったところでございます。32ページをお開き願います。4の学校林状況報告でございますが、それぞれ小学校別に表に記載のとおりで、前年度と変更はございません。

以上で説明を終わります。

細 井
委員 長
瀬口 総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

32ページ、15項、公平委員会は3回開催、その審議内容は記載のとおりとなっております。

16項、企画費、1の広域行政では、とまち広域消防事務組合が4月1日より運用、業務が開始されました。十勝定住自立圏については、第2期共生ビジョンが平成28年度から31年度という形で始まりまして、3分野で連携事業が実施されたほか、十勝圏十勝環境複合事務組合の組織統合に向けた協議が再開されました。33ページ、2の土幌町町民会議は、町民の意見反映と町民参加によるまちづくりを進める組織として地区公民館、関係団体などから31名の方々に委員となっていたいただいているところでございます。3のまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画の見直しと各事業の検証について広く意見等を伺うための創生推進会議委員会を設置し、会議では業績評価指標、KPI目標値をクリアしたことから、有効であったとの評価を得て、その結果については町ホームページ上に公表しているところでございます。34ページ、4、婚活の推進では、町内青年組織、団体による実行委員会を組織し、男女交流イベントを開催、町内外から男女26人が参加の中、5組がマッチングをしたところです。5のしほろ7000人のまつりは、雨模様の中、会場を総研に移しての開催となり、一部催し物や出店が中止となったところでございますが、今年も準備から運営に当たりましては48団体で実行委員会を組織し、祭り応援団のサポートを受けて、みんなでつくり上げた祭りとなりました。6の都市との交流推進では、ふる里会、35ページ的美濃市や物産展の開催のほか、今回新たに東京台東区でのふるさとフェスタに参加し、特産品の販売ほか、本町のPRを行ったところでございます。7のチセ・フレップの利用状況については、記載のとおりでございます。8、移住体験住宅事業は、12組26人、延べ283日間滞在。9の住宅用太陽光発電システム導入事業では、上限を20万円とし、9戸に合計176万8,000円の助成を行いました。

以上で説明を終わります。

細 井
委員 長
亀野 産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、亀野より説明いたします。

10の土幌町発祥の地中土幌太陽光発電所ですが、28年度の発電実績は前年度より7%減の141万5,454kwでありました。11の土幌町生き生きまちづくり基金ですが、平成25年度に基金を設置し、28年度においては4,654万円をまちづくり事業に充てております。基金残高は1,992万4,726円でございます。

以上で説明を終わります。

細 井
委 員 長
瀬口総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

12の地域おこし協力隊は、2人増の5人体制となって、主にふるさと納税の受け付け、感謝特典開発、観光施設運営支援としては道の駅支援やプラザ緑風のネット予約の構築、インターネット、SNSを活用した情報発信など、本町の活性化に向け取り組んできたところがございます。37ページ、13、ふるさと寄附は、感謝特典の種類をふやすなどの充実を図り、ウェブサイトを活用した寄附を募った結果、その収入実績は8,144万円となりました。感謝特典の発送実績では、しほろ牛が約8割弱を占めたほか、ポテトチップスが上位にランクされ、その詳細は記載のとおりとなっております。14の公共施設等総合管理計画の策定及び新地方公会計制度では、総務省の指導により平成27年度から整備を進めていたもので、公共施設の老朽化対策などを踏まえ、施設全体の状況を把握し、長期的視点で総合的な方針の策定を行ったところがございます。今後は、この計画を活用しながら適切な管理を進め、財政負担の軽減につなげていきたいと考えております。

17項の環境対策費、38ページ、3の環境マネジメントシステムL A S - E は、環境政策推進本部会議、環境マネジャー会議、目標設定会議を開き、町独自の数値目標を設定して環境負荷軽減への取り組みを進めてきました。その達成度につきましては、39から40ページに記載のとおりであり、町のホームページ上にも公表しているところがございます。エコアクション部門の6項目は目標値に至りませんでしたけれども、外部監査では電気使用量において町内LED化による大幅な使用量の削減、一方総研のほうでは電気量1割増となりましたが、これはトレーニング室新設での増で、利用者が約5,000人増加した点はむしろ評価できるとの所見もいただいたところがございます。取り組みから11年が経過し、目標設定には施設改修や設備更新などハード対策を含めるなどの検討が必要ではとの意見もいただきました。

以上で説明を終わります。

ここで40分まで休憩いたします。

午後3時25分 休憩

午後3時40分 再開

細 井
委 員 長

細 井
委 員 長
辻 町 民
課 長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

町民課長。

40ページ下段、18項、生活安全推進費について町民課長、辻から説明いたします。

1、交通安全対策、防犯対策について、概要としまして、生活安全

推進協議会及び関係団体と連携をし、事故防止、交通安全運動啓発に取り組みました。交通事故死ゼロを平成27年10月19日以来、今年3月2日で500日を達成したところであります。また、各保育所、こども園、小中学校、老人クラブ等と連携をし、交通安全啓発活動を図ってまいりました。41ページに移りまして、(2)、交通安全運動の状況につきましては、生活安全推進協議会、交通安全指導員及び町と連携をし、記載のとおり事業推進を図ってまいりました。(3)、防犯対策として、犯罪のない安全、安心な住みよいまちづくりを推進するために自動車ドアロック及び自転車防犯診断等、記載のとおり各事業を展開したところであります。(4)、土幌町生活安全推進協議会助成金、42ページに移りまして、(5)、交通安全指導員の出勤状況、(6)、負担金については、記載のとおりでございます。(7)、交通事故発生状況では、物損事故が多く、人身事故が減少しております。43ページに移りまして、(8)、町内窃盗及び粗暴犯等の件数については、凶悪犯罪は起きておりませんし、窃盗犯罪等についても少ない年でありました。

次に、2、消費者行政の活動につきまして、町民から日常的な消費生活に係る相談3件は町民課職員が対応し、専門的な知識を要する場合は音更町の消費生活相談センターと連携をし、相談対応を図ってまいりました。音更町消費生活相談センターにおける土幌町民に係る相談件数は9件となっており、その内容は通販の健康食品、スマートフォン利用等の出会い系やインターネット等の相談でございます。このほかにも、釧路弁護士会等による無料相談会を2回開催し、4件の相談がありました。また、職員による相談体制充実のために帯広や札幌で開催の研修に派遣をし、知識の向上を図ったところであります。

以上で説明を終わります。

総務企画課長。

総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

44ページ、19項、1の電子計算機器関係につきましては、(1)から(7)までのシステムが引き続き稼動しているところがございます。45ページの(8)、その他業務では、社会保障・税番号制度システムを含めた庁内システムの抜本的セキュリティー対策委託及び機器の導入を行ったところです。

20項、地域生活交通確保対策事業は、国鉄土幌線代替確保基金を活用しての事業で、28年度は十勝バスへ町運行下における運行費の一部補助金を交付いたしました。46ページ、コミュニティバスの運行は、交通弱者移動支援事業で利用実績で27年度と比較した1日当たりの乗客数は4.1人増の28.5人の実績となったところがございます。

21項、協働推進事業費では、パートナーシップ推進交付金として駐在区、公民館単位等での活動を支援をする制度で、行政事務、コミュ

細 井
委員 長
瀬口 総務
企画課長

ニティ等活動支援、地域相互扶助支援、地域ふれあい活動などの事業に対して合計1,176万4,000円の支援を行いました。その内容につきましては、47ページにかけ記載のとおりとなっています。2のまちづくり協働推進事業は、各事業を実施した8つの団体、グループに対し241万8,000円を助成しております。

22項、諸費、災害救助用物資では、約900人、3日分の食料を備蓄しており、今回クラッカーを更新したほか、新たに水、トイレットペーパー、生理用品などを購入しております。49ページ、5の見守り及び災害協定では、十勝地方道新会、株式会社ゼンリンと新たに締結を交わしたところでございます。6の全国町村会総合賠償保険金については、記載の車修繕等に伴う損害賠償として1件、219万1,590円をお支払いしています。50ページ、7のAEDの導入状況では、各学校、公共施設の21カ所に延べ24台が配置され、うち耐用年数を迎えた電極パッド、バッテリーの更新を行いました。8の災害対応では、8月に上陸、接近した4つの台風は本町においても大きな被害をもたらしました。特に音更川の水位上昇により堤防の一部損傷、決壊の恐れが出たことから、8月31日に災害対策本部を設置し、士幌北地区、中士幌地区の一部に避難勧告を発令して、3カ所の避難所を開設、31世帯82人が避難をされております。幸い決壊による浸水等の被害はありませんでしたけれども、避難に当たっては住民への周知方法や災害状況の情報提供が求められたところであり、今回の災害を教訓として、住民、関係機関との協力のもと、減災、防災に取り組んでまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

地方創生担当課長。

細井
委員長
石垣
地方創生
担当課長

23項、地方創生事業費について地方創生担当課長、石垣より説明申し上げます。

地方創生関連の事業の実施の状況ですけれども、100%補助の地方創生加速化交付金を活用した事業については、十勝アクティブシニア移住交流促進事業からクリエイティブ人材移住促進事業までの5事業を実施したところでございます。51ページに移ります。2分の1補助の地方創生推進交付金を活用した事業については、しほろ創生賑わい創出事業の1事業を実施したところであります。

以上で説明を終わります。

町民課長。

細井
委員長
辻町民
課長

24項、町税につきまして町民課長、辻から説明をいたします。

1、個人町民税につきましては、年度当初の賦課金を記載しております。所得区分における納税状況ですが、農業所得において、多

少の天候不順があったものの、経営安定化対策及び農業生産が大きく伸び、結果として前年度比56.1%の伸びを示しました。当初賦課全体で約5,780万円の増と約15.9%の伸びによる賦課状況となりました。また、本年度の納税義務者につきましては3,155人でありました。2、法人町民税について、法人町民税は主に酪農、畜産法人等の増額によるもので11%の伸びとなりました。3、軽自動車税につきましては、税制改正による税額の増により24.3%の増となっております。52ページに移りまして、4、固定資産税については、評価の翌年度に当たり、土地は前年度比101.1%、家屋も同様に103.2%とおおむね前年度並みとなっております。償却資産につきましては、積極的な取得が少なく、前年度比99.2%と多少の減でありました。53ページに移りまして、総務大臣及び知事配分償却資産及び(2)の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、記載のとおりでございます。5番、市町村たばこ税については、禁煙志向が強くなったことがあると思われ、旧3級品を除く製造たばこも旧3級品についても課税標準本数が合わせて30万本も減しており、税額も前年度比98.1%となりました。6、入湯税についても微減の前年度比98.1%となっております。

53ページから54ページにわたり7、年度別町税収につきまして記載しておりますが、町民税は農業所得の大きな伸びにより調定額、収納額とも大きく前年度を上回り、収納率も0.6ポイントの増となりました。固定資産税は前年度同様、軽自動車税で0.3ポイント下がったものの、全体的な収納率は前年度より0.2ポイント増の99.5%となったところであります。

8、年度別町民税の滞納額の一覧表につきましては、平成28年度末で4税目の滞納状況の一覧で、前年度滞納額と比較して町民税で約129万6,000円の減、固定資産税で45万7,000円の減、軽自動車税では8万7,000円の増で、全体で約165万6,000円の減となっております。

55ページ、9、不納欠損額につきましては、個人町民税においては1件で2万円、時効が成立したことによるものでございます。固定資産税におきましては8件で118万7,000円、これも時効完成による消滅であります。その内訳は、畜産、飲食業を営んでいた者の法人、個人施設に係るものが101万円でありました。軽自動車税については3件、9,200円、これも時効が完成したことによるものでございます。

10、納税者の利便性を図るために平成26年度から実施しておりますコンビニ収納につきましては、3税目で570件、785万3,950円、前年度比で件数で36%、金額で27%アップしております。

56ページ中段になります。11、十勝市町村税滞納整理機構につきましては、収納率の向上や税の公平性の確保から、町として徴収困難な滞納者や広域的な調査が必要な滞納者への徴収活動を行っております。(1)、十勝市町村税滞納整理機構の運営分担金については、記載

のとおりでございます。(2)、十勝市町村税滞納整理機構収納状況につきましては、滞納解消に向け、5件をふやし15件の引き継ぎを行い、594万円の滞納税の回収が行われ、3名の滞納者が解消されたところでもあります。また、引き継ぎ金に対しての収納率は41.56%で、負担金に対しての効果は本年度につきましては436%となっております。

続きまして、57ページに移りまして、25項、戸籍事務の状況につきまして、平成28年度に戸籍電算システムの更新が完了し、順調に稼働しております。本年度の本籍につきましては2,799戸籍及び戸籍人口につきましては6,833人となっております。2、戸籍事件取り扱い数、3の戸籍処理事件数、58ページに移りまして、4の戸籍、除籍交付件数については記載のとおりでありますので、参照願います。

26項、住民基本台帳事務につきまして、日々窓口において行われております各種申請、届け出等に基づき処理をした業務の件数を記載しております。1、住民基本台帳の人口は、主に自然減による生まれる方の2倍を超える死亡された方の増加により、58名の減となっております。59ページに移りまして、2、国籍別外国人の住民数につきましては、そのほとんどが畜産、酪農に係る研修生で、主にベトナム、モンゴルの方が前年度よりふえております。3、住民基本台帳の異動人口から6の住民票関係交付、閲覧件数までは、それぞれ記載してございますので、参照を願います。

27項、一般事務状況につきましては、1、証明関係の交付件数、60ページに移りまして、2、人口動態調査票の作成状況、3、住民基本台帳カードの交付、電子証明書の発行件数、4、個人番号カードの交付、電子証明書の発行件数等は、記載のとおりであります。5の旅券申請、交付について、旅券の申請件数と交付件数にずれがあるのは、保管期間が6カ月あるために来庁受領にずれがあるものです。

以上で説明を終わります。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長、瀬口より説明申し上げます。

60ページ、28項、選挙管理委員会費は、8回の委員会を開催し、選挙人名簿の定時登録及び参議院議員選挙について審議を行いました。投票区ごとの名簿登録者数等は、61ページにかけて記載のとおりとなっております。

62ページ、29項、参議院議員通常選挙は、7月10日に執行され、投票率は前回は3.13%上回る66.84%となったところでございます。投票状況及び開票の結果は、63ページにかけて記載しております。

64ページ、30項、各種統計調査は、記載の3つの調査を実施いたしました。

以上で説明を終わります。

細井
委員長
瀬口
選挙管理
委員会
事務局長

細井 委員長 寺田監査 事務局長	<p>監査委員事務局長。</p> <p>31項、監査委員費につきまして監査委員事務局長、寺田より説明いたします。</p> <p>64ページでございます。町監査委員は、町政全般にわたり適正かつ効率的に事業が運用されているかを調査するため、各種監査及び審査を実施してまいりました。1、一般会計ほか7特別、1事業会計と北十勝消防事務組合一般会計の決算審査については、6月から8月の3カ月間を要し、審査を行いました。2の例月出納検査は、公金管理の点検、各会計支出伝票の内容等について毎月検査を行ったところです。3の委員活動日数は、識見、議選の監査委員合わせて延べ122日間で、その内訳は記載のとおりでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑 細井 委員長 大西委員	<p>説明が終わりましたので、議会費、総務費について質疑を行います。ありませんか。10番、大西委員。</p> <p>職員の数なのですが、一回ここではっきり聞きたいのは、正職員何名か、特別会計も全部含めて。それと、準職員が何名か。それから、臨時職員2種について何名か。それから、準職員と言われるのですけれども、我々その給料って何ぼになっているかよくわかりませんけれども、正職員が100としたら準職員の給与って何%ぐらいの割合になってくるのか、その辺も教えてください。</p>
細井 委員長 瀬口総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。</p> <p>全部答えられないのですけれども、まず19ページの206名につきましては正職員の数となっております。全部入っております。それと、あと臨時職員の2種まではちょっと押さえていないのですけれども、1種につきましては平成28年度、社会保険加入者については地域おこし協力隊を除いて54名となっております。臨時の1種です。2種については、ちょっと調べていないので、今ここですぐ回答できないのですが。準職員につきましては、教員を入れますと、教員といいますか、支援員とかになるのですけれども、を入れますと……</p>
細井 委員長	<p>(何事か言う者あり)</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>午後4時00分 休憩 午後4時01分 再開</p>
細井 委員長	<p>休憩前に引き続き委員会を開きます。</p>

瀬口総務
企画課長
細 井
委員 長
秋間委員

後で表にしてお渡ししたほうがいいのかと思いますので、そうさせていただきます。申しわけありません。

3番、秋間委員。

55ページでございますけれども、コンビニ収納ということでございまして、コンビニに対してどのくらいの諸経費がかかっているのかを聞きたいと思います。

細 井
委員 長
辻 町 民
課 長
細 井
委員 長
大西委員

町民課長。

月額が1万円となっております、それとあと件数1件につき60円を支払っております。

10番、大西委員。

36ページの地域おこし協力隊が今5名いますけれども、地域おこし協力隊という名前であって、なかなか町民に地域のために地域おこしをするためにどんな活動しているのかよくわからないのだけれども、新道の駅のお手伝いやら緑風荘のお手伝い、何か臨時職員みたいな形になって、地域をおこしているのかおこしていないのかよくわからないのだけれども、どういう活動しているのか聞きます。

細 井
委員 長
瀬口総務
企画課長

総務企画課長。

今現在5名の方がいらっしゃいます。そのうち3名につきましては前年27年度からいるわけですがけれども、その3名の方につきましては道の駅士幌温泉の運営支援を行っているほか、イベント支援及び新道の駅の開設準備の支援、それから士幌町ホームページ、フェイスブックなどSNSの活用のほか、札幌、東京などでの特産品の販売支援業務、そのほか、ちょっと販売までには至っていないのですが、特産品の開発支援ということで、シーベリーを原料にピネガー、酢ですね、を新商品とした開発、そのほか企画課のほうになりますけれども、1名配置しているわけですが、ホームページやフェイスブックなどの活用のほか、ふるさと納税の活動支援の業務を行っているほか、首都圏、東京で開催されました北海道暮らしフェアへの出展、士幌町への移住促進PRの説明を行っています。また、今年の1月より着任いたしました2人につきましては、地域の振興支援、地域情報PR、道の駅開設準備にかかわってきたところでございます。

以上です。

細 井
委員 長
大西委員

10番、大西委員。

国の政策で地域協力隊については給与を全額国が持つということで、安いから募集しても余り来ないから、町が何十万円か補助して採

用しているわけですがけれども、よそでいろんな経験を積んだ協力隊員だと思っております。今のいろんな説明聞いたけれども、今まで町の職員が全部やっていたことですよ。それを地域協力隊が来て、かわりにやっているみたいな話ですがけれども、活用してもう少し違うのだと思うのです。あの人たちの違うところで、いろんなところで経験した経験値を、土幌町の職員と話し合ったり、いろんなことでそれを生かすことが地域おこしになっていくのだと思うのです。今何だかの販売に行きましたとか、ああです、こうですというの、それは今まで町の職員でみんなやっていたことでもの。地域おこし協力隊という名前で採用されている以上、いろんな経験値を持った人だと思っております。ですから、そういう使い方をしていかないと、ただ臨時職員の補完でいるような感じになってしまわないのかなと私は思いますけれども、その辺はどうですか。

細 井
委員 長
石 垣
地方創生
担当課長

地方創生担当課長。

担当課長、石垣よりお答えいたします。

地域おこし協力隊の隊員については、28年の1月から3名採用して、去年の1月に2名を追加採用させていただいたところであります。委員の指摘のとおり、素晴らしい地域おこしができればよろしいのですが、なかなかそういう実態にあるところというのは、ないわけではありませんけれども、全国的には4,000人近く、800団体、900団体ぐらいに今は4,000人近くの人が地域おこし協力隊ということで活動されているところですが、テレビに取り上げられているとか、そういう特徴的な活動をされているのはほんの一部だけであって、地域おこしといいながらも、地域の活動に協力していくというような中身が本来の趣旨でありますし、3年活動した後に最終的にはこの地に定住していただくというのが最終目標でありますので、ふだんいろいろな活動を担っていただいているのですけれども、なかなか。

PRすることもしているのはしているのです。例えばフェイスブックとか、ブログだとか、町の広報紙でシリーズでお知らせはしているのですけれども、委員さん言うようにすごく目立ったような特徴的な地域おこしの活動に至っていないのではないかなというような指摘もありますけれども、その辺は地道に外の目線で見たと土幌を細かくPRなりしていただいていますし、例えば観光施設業務に緑風荘を手伝っていただいている方も、集客に向けてホームページだとか独自の申し込みサイトをつくっていただいたりということで、一概に効果がないかということ、効果はある程度出ていると思いますので、ある程度温かい目で見守っていただければというふうに思いますので、よろしく願いします。

細 井

10番、大西委員。

委員長
大西委員

3年が任期でありますから、今言うように地域に、ここに定住していただいて、また違う仕事についてという形になっていけばいいのですけれども、3年たった、町の臨時職員になった、準職員になったというような形になっていくような気するのです。ここでほかの仕事につけといたって、それほど次の仕事はないわけですから、それだと町職員の採用試験みたいなことになってしまうのではないのかなというように懸念もするのですけれども、余りそういう形で職員の採用をやっていくと、今まで町村試験受けて入ってくる人もいますし、いろんな形で入ってくるのだらうと思いますけれども、何か疑問が残るようなことになっていくのかなというように気します。それは、国の政策では一応、温かい目で見てくださいと言うけれども、それだけの金は国が出しているのですから、町も何ぼかわかりませんが、給料は国が何ぼ出で、町が何ぼ出ているのか、最後教えてほしいのですが、そうやっている以上、一生懸命成果を出してくれた人については町の中に採用しながら、また活動してもらおうということもいいのかなと思いますけれども、臨時職員の延長線上みたいな働きしていても町の職員になれるというのもちょっと疑問に思いますので、その辺はぜひ気をつけてほしいと思うのですけれども、お願いします。

細井
委員長
石垣
地方創生
担当課長

地方創生担当課長。

協力隊の毎月の給料については、本町の場合は月額20万円ということで、国の助成措置は給与関係報償費について1人200万円、そのほかに国の財政支援があるものについては協力隊の活動に要する経費で1人200万円、そのほかに1団体当たりですけれども、募集というのに結構経費がかかりますので、その分について1団体につき1年200万円ということになっております。

細井
委員長
和田委員

2番、和田委員。

37ページのところで、ふるさと寄附金の関係での納税者感謝の部分なのですが、これは国のほうが前年度ですかね、高市総務大臣が30%以内云々という形を言っているわけですが、結局それはそれぞれの町村が過熱ぎみということで、そういうことにならないようにということなのですが、本町の事情はどういう形になっているのでしょうか。

細井
委員長
増田総務
企画課
企画グル
ープ財政

財政担当主査。

総務企画課担当主査、増田より説明いたします。

総務省から今年の4月に通知がありまして、内容としては返礼品の返戻率といいますか、3割以下に抑えるという通知があったところで

担当主査

本町におきましても、返礼品の大方8割を占めますしほろ牛に関しましては6割近い返戻率になるわけですが、総務省の指摘を受けまして、この10月に見直しをする予定でございました。しかしながら、また大臣もかわって、返戻率に関しては地域の主体性に任せるといようなコメントも今出ている状態でありまして、その部分10月に見直しを予定しておりますけれども、様子見をしてもいいのかなという状況でございます。

以上でございます。

10番、大西委員。

細井
委員長
大西委員

38ページのL A S - Eなのですが、毎年毎年L A S - Eで前年度を基準として下げていくのですが、限度あるのだと思うのです。本当に無理になっていくのだと思うのです。私らが役場へ来て、これ無駄だなと思うのは、できることは、パソコンを職員が全員朝来たらスイッチを入れて、帰るまでパソコンの電気入れっ放しにしている。パソコンの電気の消費量というのは何ぼかわかりませんが、あれは何とかならないのか。そして、みんながパソコンを見ている。役場の職員ってパソコン見ることが仕事なのか。だから、町民が入ってきても、それをたたいていて、挨拶もしないという、福祉課でもそういう苦情があるのですけれども、何であれだけ、パソコン打っているのが仕事なのかと思うので、あの電気代はどんなになるかわかりませんが、そういうのはL A S - Eで少し見ないと、何せ来たらパソコンのスイッチ入れてから仕事になるのですけれども、そんなにパソコン見なければ仕事にならないのかなと思うし、もし使わないときはやっぱり切っておくべきだと。黙っておけば電気落ちるわけでない。中のあれは動いていますから、消費電力あるわけですから、そういうところをきちっとしていかないと、普通明るくしなければならぬところの電気消してみたり、そんなことまでL A S - Eですていく必要は僕はないと思っています。必要なところは電気つけておいて、無駄なところはやめようということならいい。だから、まさにパソコンの電気あたりは、職員みんなのパソコンの電気代といたら相当のものだと思うのですけれども、その辺は町長、どう思いますか。座長としての意見は。

副町長。

細井
委員長
柴田
副町長

今の時代ですので、パソコンで作業するのは、仕事するのは当たり前前の時代でありまして、監督署や何か入っても、残業時間見るのにパソコンで見るのです。パソコンつけた、消した、この時間で時間外が本当に支給されているかどうかというのを見る。そういう時代になっていますので、パソコンは役場の業務、民間もそうでしょうけれども、

細 井
委員 長
大西委員

必須な業務です。ただし、L A S - Eでも長時間席を離れるようなときはちゃんとスイッチを切るようにという指導はしていますので、パソコンについてはしようがないのかなと思っていますけれども。

10番、大西委員。

パソコンで仕事やるのだって、わかります。それは、一部はありますよ、パソコンでやることは。残業もパソコンを使った時間でやると言うけれども、そんなにそんなにパソコンばかりで俺は仕事はないと思います。町民行ったら、みんなパソコン向くのだもの。挨拶もしないのだもの、行っただって。

(何事か言う者あり)

大西委員

違うけれども、パソコン向いていけば仕事していると思われているのかどうか知らぬけれども、やはり長時間いなくなるときは消すべきだと思うけれども、本当にパソコン使っているの。それは、仕事の一部の人もあると思うのです。ただ、朝から晩まで座ってパソコン見ている人いるけれども、どんな仕事なの、一日見る仕事って。そんな仕事あるの。仕事もいろいろ、人もいろいろと言う人もいるかもしれぬけれども、そんなにパソコンに朝から晩まで向かったら目悪くなるなと思って心配するけれども、少しその辺は、仕事の上でもやらなければならぬときもあるかもしれないけれども、もう少し臨機応変に使ってくれないと。よろしく頼みます。

細 井
委員 長
加藤委員

11番、加藤委員。

48ページの諸費です。諸費の中で防災会議の委員というふうにリストアップされています。28年度の防災会議の開催回数を教えてください。

細 井
委員 長
瀬口総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、瀬口が説明いたします。

28年度につきましては、防災会議は開いてございません。

細 井
委員 長
加藤委員

11番、加藤委員。

28年度、この中に去年の台風災害のこともいろいろ載っています。防災会議、結構なメンバーというか、いろんな部分が町民の生活にかかわる者が、そういう人たちが構成している組織だと思うのですけれども、去年のようなときにこういう会議を開かないで、もしくは今年になってからも開かないでいることのほうが私は問題ではないのかなと思うのです。これは、特にいろんな防災に関する意識を高めましようという町も言っているのであれば、こういった組織を用意しているのであれば、なおのこと1年に1回か2回、どういう構成でやっていくの

細 井
委員 長
小林町長

か、どういう連絡系統を持つのかということの場面ぐらいあって私はしかるべきだと思うのですけれども、町長、どうでしょう。
町長。

そういう意見でありますけれども、実際の災害対応というのは私も災害対策本部を持っていますから、災害対策本部が対応するという
ことで、どちらかという防災会議は、例えば地域防災計画等の審議、
意見をいただくということでもありますから、去年の台風災害を受けて、
今地域防災計画の見直しを行っているのでありますけれども、今年度
中にはそれらの審議をやっていただくという予定しているところであり
ます。

細 井
委員 長
加藤委員

11番、加藤委員。

とすると、僕今対策のことを言ったのでなくて、防災の話なので、
準備段階の話、防災計画を今練っているということなので、その審議
をしていただくのも当然ですけれども、それをもとに年1回は、例え
ば中の人方の異動もあつたりなんかしたら、そういうときの顔つなぎ
も必要ではないのかなというような気が私はするのです。最低でも年
1回ぐらい、備えるということの意識の中では開催するべきだと私は
思うのですけれども、どうでしょう。

細 井
委員 長
瀬口総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

今言ったような趣旨での防災会議ではなくて、町長が言われました
とおり、防災計画の見直しのときにこの委員の皆様にお諮りする会議
が主体でございますので、今年につきましては防災計画見直しまして、
そして皆さんにお諮りして、新たな防災計画を立てることになります
ので、ご理解いただきたいと思ひます。

細 井
委員 長
大西委員

10番、大西委員。

46ページのパートナーシップなのでありますが、先ほどの一般質問
でも中村議員からいろいろ地域防災組織の話がありましたけれども、
町も3年を計画して、3年で地域防災組織をつくりたいということな
のですが、私は町としてどんな組織をつくりたいのか、よく概要がわ
からないのだけれども、町がやると個人情報だとかなんとかとなるの
だけれども、パートナーシップの声かけネットワーク事業で十分だ
と思うのです。各町内会にAさんという高齢者がいますと、もし何かの
災害だとか、地震だとかいろんなことあつたら複数の方がそこを担当
して、安否確認に行く。そして安否確認をした上で、地震でたんすの
下敷きになっていたら、そこで救助して、あとは消防団なり行政のほ

うであれしてくれればいいのです。だから、中土幌でも一回社会福祉協議会が来て、防災組織の何か来たときには、道路はもしここで家が倒壊したらここは通れますかとか、自衛隊の人はどこにいますかって、こんなこと聞いてどうするのだろうなど。自衛隊の人なんかどこにしようと、そんな災害が出たらみんな自衛隊の組織に戻ってしまうだろうし、道路が通行止めになるような、家が倒壊してというようなとき、地域防災組織でやることなんか大体決まっていますから、そんな大きいことでないから、そのぐらいのことでやれば。組織をつくって、あなたが会長だ、何だなんていうと仰々しくなってしまうのです。

だから、ちゃんとパートナーシップで声かけネットワークがあるのだから、その延長線上で。各町内会ならみんな知っています。町が調べれば、それは個人情報保護法がどうのということになってしまうけれども、うちの隣のおばあちゃんが何かあれば、そこすぐ見に行くのですから。だから、1件だと一人の人がだめになったら困るから、複数の人が見に行く。町内会でそのぐらいのことをやっていかないと、地域コミュニティーなくなってしまいますよ。だから、そういう延長線上で、年1回ぐらいは訓練やりましょうとやったときにパートナーシップで多少のお金を出すというような形でいいのだと思うのです。余り仰々しく必要なのかな。だって、災害弱者といっても、高齢者しか今のところ、身体障害者だとか中にはいますけれども、本当ごく一部の人だと思うのです。災害弱者といったら子供もそうかもしれないけれども、それは親がいますから。町がどんな組織をつくろうとしているのか。だから、それで十分でないのかなと思うのです。

だから、地域防災組織の一番先は神戸大震災のときに約7割の人は倒壊した建物の中から救助したということから始まってきたのです。ですから、その重要性はわからぬでもないのですけれども、ああいう大都市の地震や何かと違って、せいぜい2階建てぐらいのところの倒壊って、この間の東北大震災でも震度7で、私は行ってみましたけれども、津波では壊れていましたけれども、地震ではそれほど家が倒壊しているところなかったですから、普通の木造の2階建てでは。ですから、余り仰々しく考える必要ないのではないかなと、パートナーシップの延長線上で出来ないのかなと思うのですけれども、町としてどういう立派な組織をつくろうとしているのか、ちょっとお聞きします。

細井
委員長
瀬口総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、瀬口より説明いたします。

今委員が言われたとおりの部分が一番大事なのかというふうに私も思っております。ただ、この駐在区70あるわけですけれども、声かけネットワークは47ということで、主に広報を配布したときに声かけをするという形が主なことだというふうに聞いておりますので、それだ

けではない部分でいろいろ皆さんされているとは思いますが、自主防災組織につきましては共助の部分ということで、平時の役割のほかに災害時の役割を一番考えているところでございまして、住民への迅速な伝達や初期活動、それから避難誘導や安否確認の役場への報告、災害弱者に対する支援ということで、ここでまだ出来ていないところにつきましては、出来ているところもそうなのですけれども、より今言ったような中身を考えていただきながら、もう少し助け合うような体制、結局何かあったときに一人が回るのではなくて、次の方、次の方というふうに伝達方法がより出来るといいのかなというふうに考えているところでございます。

細 井
委員長
大西委員

10番、大西委員。

だから、私言っているでしょう。声かけネットワークの延長線上でどうなのだって。これは何のことない、みんなどうして申請しているかといったら、パートナーシップの資金欲しいから、私広報月2回持っていきますから、声かけやっていますよとかって、何でもそんなの丸つけて出してパートナーシップの資金をもらう形になっているだけの話でしょう、はっきり言えば。だから、私言うように、今課長が答弁したことは、それは町民同士で出来る話なのです。行政がやろうとすることは、我々が誘導した、それから安否確認して、少しけがしているとかなんとかといったら、それは行政に報告する。その辺までならみんなやってくれるのだと思うのです。今でもそこにお年寄りがいたら、やっぱり隣近所で面倒見ている。だから、さっき私が言うように、一人でなく複数の人でないとだめだというのは、一人が行けなかったら、もう一人の人が行くという形にしていけば、町内会の人みんな知っているのだから、個人情報だとかなんとかないのだから、隣近所で見るのは。ですから、仰々しくならないでやろうとすれば、住民にそういう説明をして、ここまではやっていただきたいと、何かあったら行政のほうでどうするかという組織をつくってもらったほうが簡単に楽にみんなが出来るような気するのですけれども、言っていることは課長の今言っていることと同じなのだから、余り仰々しくやらないほうが。声かけネットワークというのは、ただ広報を持って行って、月2回それをやっている声かけだといってパートナーシップの資金を町内会でもらうためにやっている話ですから、その延長線上にしていけばいい話でしょうというの。声かけでこのままでいいののではないかとは言っていないですからね、私。その延長線上というようなことでやったらできないかと。3年もかかって仰々しくやらなくてもできるはずだと思うのです。

細 井
委員長

町長。

小林町長	<p>これは、全道的に地域防災組織をつくるというのは国、道の指導でもあるのですけれども、基本的にはこれだけ今自然災害起きる中では、去年の台風もそうでありましてけれども、地域ごとに防災対策、例えば情報連絡だとか、今言われたように見守りネットワークということがありますから、今言っている声かけネットワーク事業というような範囲ではなくて、もう少しきちんとするということです。ただ、屋上屋を組織するというのではなくて、今の町内会組織の役員の方で地域防災組織を担っていただいて、町のほうで認定しながら、例えば災害あったときの備品だとか、そういうこととあわせて、各防災組織から参加して防災組織を中心とした研修なんかもありますので、そういうものに参加いただいたり、あるいは地域の中で防災訓練をやるというようなことをやっていただくというふうに思っているのです。逆に、地域防災組織が出来ていけば、声かけネットワークのような事業はむしろそこに集約していけるのではないかなというふうに思っているところでございます。</p>
細井委員長 出村委員	<p>8番、出村委員。</p> <p>先ほどの加藤委員の関連になるのですけれども、去年の北地区の公民館ですか、避難場所になっていたのですけれども、避難勧告エリアの中に避難場所があったということで、見直しをするという答弁だったのですけれども、それも見直しの最中なのかどうなのかお伺いいたします。</p>
細井委員長 瀬口総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>水害のときにはコミセンのほうに避難してもらおうということで、既に公民館の推進委員長、それから4月に配布しました公書発送でも北地区の皆さんには水害時にはコミセンのほうに避難してくださいという、災害によって、全てがコミセンということではなくて、水害のときにはコミセン、それ以外については今までとおおり北地区の公民館のほうに避難してくださいということで周知をしているところでございます。</p>
細井委員長 加藤委員	<p>11番、加藤委員。</p> <p>ちょっとお聞きしたいのです。59ページ中段にその他の異動とあります。法務省の通知による消除等ということで11名の方の数字が載っているのですが、これは一体何を意味するのでしょうか。</p>
細井委員長 仲山町民課	<p>町民課主幹。</p> <p>町民課、仲山より説明させていただきます。</p> <p>外国人が住民登録に加わりまして、外国人の方が出国する際に直接</p>

主 幹	<p>法務省経由で外国に帰られる。その場合に法務省から外国に帰りましたという通知が来る場合、単なる転出にはならず、法務省の通知によって住民登録から削除するということになりますので、その数がここに載ってきております。</p> <p>以上でございます。</p>
細 井 委 員 長 大西委員	<p>10番、大西委員。</p> <p>防災のほうなのですが、この間Jアラートが鳴って、土幌町はこれからやるということで、この間全町民に配布されましたけれども、あのときに、去年の災害のときもそうでしたけれども、エリアメールを使わないで契約メールだけだったと。今回も契約メールだけだったみたいですが、なぜエリアメールを使えなかったのか。全町民に入るはずですが、それはどうしてなのか。</p>
細 井 委 員 長 瀬口総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>エリアメールでございますけれども、これは携帯電話向けの災害情報伝達サービスということで、気象庁や地方公共団体が配信する災害や避難情報の特定エリアへの無料一斉自動配信でございます。今委員のほうから質問ありました部分の避難については市町村が発信できるのですけれども、今回のJアラートの関係では発射されてから着弾したというまで時間が過ぎたという部分で、避難というほうには当たらないということで、うちのほうでは登録制メール、事前登録のほうにだけさせてもらった経緯です。</p>
細 井 委 員 長 大西委員	<p>10番、大西委員。</p> <p>去年の災害のときにもエリアメールを使わなかったのは、忘れまして、契約メールだけでしたというけれども、時間がないから契約メールだけだった。そんなにエリアメール打つのに時間ってかかるのですか。</p>
細 井 委 員 長 瀬口総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>今回のミサイル発射につきましては、発射された模様ですと、それから着弾したようですという、約10分という短い時間でございますし、どこに着弾されるかというのちょっと不明な部分がございますので、それでエリアメールは使わなかったということでございますけれども・・・</p>
細 井 委 員 長 河田総務	<p>(何事か言う者あり)</p> <p>担当主査。</p> <p>総務企画課総務グループ、河田よりお答えさせていただきます。</p>

企 画 課
総務グル
ープ総務
防災担当
主 査
細 井
委 員 長
大西委員

エリアメール、緊急速報メールですが、これを打つまでの時間ということですが、実際机上のパソコンから打ちます。内容とかが決まっていれば2、3分、もしくは5分ぐらいで打てるかなというふうには思っているところでございます。登録制メールも同じぐらいの時間では十分できると思います。

大西委員

契約メールって、どうやって契約していいのかわからないのですよ、私ら。多分どこかで広報したのだらうと思うけれども、私は広報全部見ていなかったから、これは見ていなかった私が悪いのですけれども、どうやって契約していいのか、お金はどのぐらいかかるのか。町の職員は、職員だから全員契約メールに登録しているのか。

それから、3問目ですから、ここで全部言ってしまうけれども、緊急対策、こういう事件は、道は緊急対策室でしたっけ、何だかありますよね。あそこの室長なんかは、そこの室長になったら、江別のほうに住宅あったけれども、緊急のために赤れんがの横に住宅を用意してもらって、そこにいるそうです。そのぐらい大変な仕事なのだそうです。今土幌の場合、今回はミサイルはどうにもならないかもしれないけれども、水害だとか地震だとか、いろんなことのとときにどこがトップで指導していくのか。総務企画課長がやっていくのか、町長がやるのか、担当の係がいて、道みたいな人はいないので、そういう組織、何とか室なんかつくれないわけですから、どこに言えばいいのかということ。きちっと係がいて、その人が中心になってそういうことをやるという、エリアメールにしても契約メールにしてもそこでやっていくような、ちゃんとした責任者みたいな1人いないと、課長が全部やるというのは大変だと思うのです。だから、係なんかつくるまでもないと思いますけれども、何かそういう人が1人いないと、これからどんな災害あるかわからないから、地域防災組織つくっても何しても、やっぱりそこが中心になって全部指示出すことになっていくと思うので、そういうところをつくってほしいと思います。

今3つ言ったやつ、お願いします。

河田担当主査。

細 井
委 員 長
河田総務
企 画 課
総務グル
ープ総務
防災担当
主 査

まず、登録制メールの登録方法なのですけれども、1つは町のホームページのほうに登録する方法が記載されております。町のホームページの左側に防災メールシステムだかというのがあるのですが、そこから入っていただくと登録方法が書いてあるというのがまず1つと、あともう一つ、防災情報なんかを役場だよりとか広報に出させていただいているときには必ず防災メール登録システムの登録方法というものを掲載させていただいておりますので、そこから記載の手順に従って

	<p>やっただくと登録ができるかなというところになっております。</p> <p>あと、料金なのですけれども、登録とかにかかるとは金はないのですけれども、皆様個人の携帯のキャリア、ドコモとか、auとか、そういうところとの契約方法によってはメールの送受信に関して若干の通話料とか使用料発生する可能性がございます。あと、職員が入っているかどうかということについては、私のほうではちょっと確認はできないのです。メールアドレスの登録者一覧というものでは確認できるのですけれども、それが誰の携帯電話、誰のアドレスなのかというのは。</p>
細井委員長	<p>私からも1つだけ質問、今の関連なのだけれども、例えばこの間のように朝早い時間では対応はできないのですか。朝早い時間で、さらには短い時間でそういうことが想定されることには。</p>
	<p>副町長。</p>
柴田副町長	<p>今回の場合についてのミサイルについては、Jアラートで携帯は全て鳴りますよね。それで、もしどこかへ落ちて、避難していただきたいというような場合については登録制メールなりエリアメールでお知らせをするということですから、今回のようなケースについてはエリアメールについては必要ないのかなというふうに思っています。</p>
	<p>組織については、総務企画課総務グループが担当になりますので、トップは担当主査で。</p>
瀬口総務企画課長	<p>一応国民保護も防災もそうなのですけれども、対策本部ということで組織の系統のほうもつくっておりますので、それに基づいて、大きな災害につきましては全職員が対応しますし、まず最初の初動の活動につきましては総務企画課長、それからその後町長、それから副町長、教育長たちに連絡しながら、逐次対応していくことになっております。</p>
大西委員	<p>だから、そうやって今言うたびにあの人、この人ってかわるのだから、ここですらかわるのだから、ちゃんとした人入れておいてくれないと。課長でなくてもいいし、町長でなくてもいいから、町長や何かはそんなのやっている暇ないのだから、災害起きたら。誰か一人がそういうことはやるのだという人がいればいいの。言うたびにかわっていつているのだから、副町長は河田だと言うし、総務企画課長は私だと言うし。</p>
細井委員長	<p>副町長。</p>
柴田副町長	<p>担当はそこなのですけれども、実際その指揮をとるのは総務企画課長になります。</p>
細井委員長	<p>ほかにありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
細井委員長	<p>それでは、ないようですので、議会費、総務費の質疑を終わります。本日の決算審査特別委員会はこれにて散会します。</p>

次回の決算審査特別委員会は、明日13日午前10時から再開いたします。

お疲れさまでした。

(午後 4時45分)